

■改正概要

(1) 大気汚染防止法施行規則等の一部改正

【改正内容】

大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 を改正し、新たに「工作物」に係る解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）を行う場合の事前調査についても、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととした（令和 5 年 6 月環境省令第 10 号※別紙 1 参照）。

ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限ることとする。その他所要の改正を実施。

※これまで「建築物」の解体等工事の事前調査については、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者により実施することを定めてきた（令和 5 年 10 月 1 日施行）が、工作物の解体等工事の事前調査の場合は定めていなかった。

(2) 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料(※下記参照)の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和 2 年 10 月環境省告示第 76 号※別紙 2 参照）の一部改正。

※特定建築材料とは、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料を指す。

【改正内容】

工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下①及び②に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ以下の者とした（令和 5 年 6 月環境省告示第 47 号※別紙 3 参照）。

- ①特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年 10 月環境省告示第 77 号。以下「特定工作物告示」という。※別紙 4 参照）第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 11 号までに掲げる工作物に係る解体等工事の場合

↓

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年 10 月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 5 項の工作物石綿事前調査者

- ②特定工作物告示第 6 号、第 12 号から第 17 号(※第 17 号は令和 5 年 10 月 1 日より追加。※別紙 5 参照)までに掲げる工作物に係る解体等工

環第 449 号添付資料
「改正内容(概要)」

事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うものの場合

↓

上記①に掲げる者又は登録規程第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

「特定工作物告示」で定める特定工作物の種類は以下のとおり。

令和 2 年 10 月環境省告示第 77 号で定める工作物（特定工作物）の種類

第 1 号：反応槽

第 2 号：加熱炉

第 3 号：ボイラー及び圧力容器

第 4 号：配管設備（建築物における給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

第 5 号：焼却設備、

第 6 号：煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）

第 7 号：貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）

第 8 号：発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）

第 9 号：変電設備

第 10 号：配電設備

第 11 号：送電設備（ケーブルを含む。）

第 12 号：トンネルの天井板

第 13 号：プラットホームの上家

第 14 号：遮音壁

第 15 号：軽量盛土保護パネル

第 16 号：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

第 17 号：観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

※第 17 号のみ令和 5 年 10 月 1 日より適用

(3) 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年 10 月環境省告示第 77 号）の一部改正

【改正内容】

特定工作物として、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」を追加した（※別紙 5 参照）。

そのため、令和 5 年 10 月 1 日以降に着工する当該工作物の解体等工事（請負金額(自主施工の場合は適正な請負代金相当額)の合計額が 100 万円以上の工事に限る)については、法第 18 条の 15 第 6 項に基づき、

環第 449 号添付資料
「改正内容(概要)」

工事前に元請業者及び自主施工者が、都道府県等へ特定建築材料の有無等に係る事前調査結果を報告する必要がある。

■施行期日

改正概要のうち（１）については、一部を除き令和８年１月１日

改正概要のうち（２）については、令和８年１月１日

改正概要のうち（３）については、一部を除き令和５年１０月１日

以上